

## 楽曲の類似性の判断 —どこまでも行こう事件の再検討—

相澤 健太

作曲の際に用いられる音の数は基本的に12音であり、その中の基本音階と言われる7音を中心に創作されるため、創作の自由度が低い。また、人は既知性を感じる楽曲を好む傾向にあるという研究結果があるため、類似した楽曲が発表されることにより、既知性を感じ易くなり、好まれる可能性が増えると考えられる。このことから、ある程度類似している楽曲が発表されたとしても経済的不利益は少ないと考える。以上を踏まえ、楽曲の類似性の判断方法について考察し、楽曲の著作権侵害が争われたどこまでも行こう事件について検討を行う。

どこまでも行こう控訴審判決（東京高判平成14年9月6日判時1794号3頁）では、音の高さの一致度の比較等を行い、類似性を認め、編曲権侵害とした。しかし、楽曲の創作の自由度が低さについてあまり考慮されていないと感じた。

ある程度類似した楽曲であっても聞いた際の印象が異なれば、楽曲同士が競合しないと思われるため、楽曲が同様の印象を与える場合を編曲権侵害とするという判断基準を用いたとしても、著作者はそれほど不利益を被らず、作曲行為を行い易くなるため、より音楽文化が発展につながるのではないかと考える。そのため、聞いた際の印象を重要視して類似性の判断が行われるべきであると考ええる。

楽曲を聞いた際の印象を重視する場合の類似性の判断方法を考える。初めに、楽曲の音の高さの一致度の比較と音の流れを視覚化したグラフを相互補完的に利用し、比較する方法を用いる。類似性を肯定し得る程に音の一致度が高く、音の流れも同じ場合、相違部分の音の役割や類似している部分が創作的な表現が否かの検討を行うのが適切であると考ええる。この検討方法を行った場合には、聞いた際の印象により関わる、音の役割の比較結果を優先すべきであると考ええる。また、楽曲の印象が異なるかを多数の一般人にアンケートを行うという方法も採用すべきであると考ええる。アンケート結果は分析結果に比べて聞いた印象により直接関わるが、楽曲から感じる印象には個人差があるとされているため、アンケート結果と先述の分析結果を照らし合わせ、総合的に判断するのが適切であると考ええる。

以上の方法でどこまでも行こう事件について検討を行うと、聞き手の印象に関わり、作曲上も重要な役割を持つ音とされている導音の有無が異なっている点や、音の流れが異なるフレーズがあることから、非類似と結論付けられると考える。

どこまでも行こう控訴審判決は、過度に著作権の保護を強めているように感じた。多くの楽曲が創作、発表され音楽文化が発展されるよう、インターネットが発達し、楽曲の創作、発表を誰でも行えるという現状に合った類似性の判断がされるようになるべきだと考える。

（指導教員 村井麻衣子）